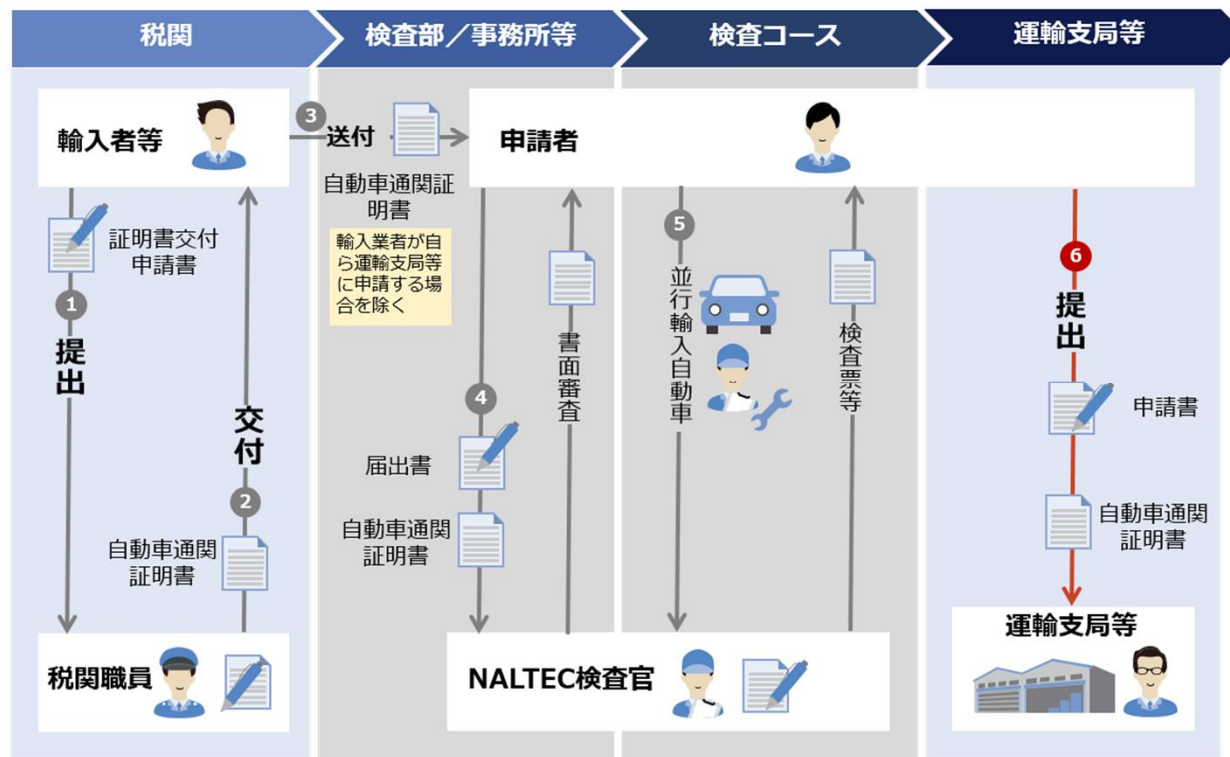
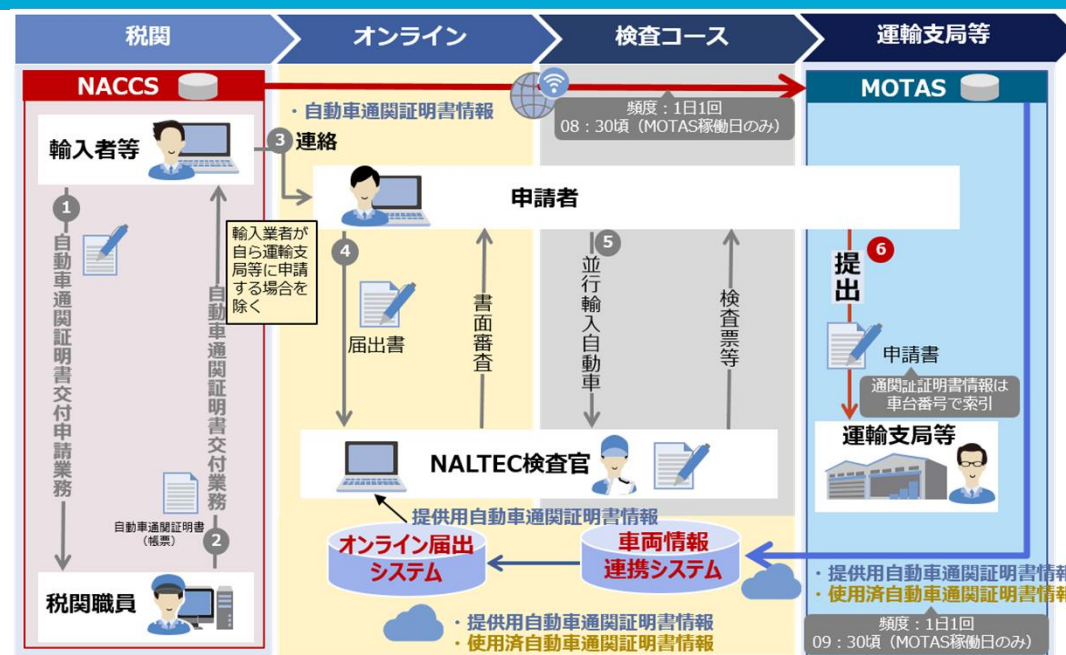


2.現状の業務フローについて



- ・税関において、自動車の輸入許可後に輸入者等が通関証の交付を希望する場合は、輸入者等が証明書交付申請書を税関に提出する。(①)
- ・申請書が受領されると、税関職員により、書面にて輸入者等に通関証が交付される。(②)
- ・輸入者等が自ら運輸支局等に申請する場合を除き、輸入者等は申請者に自動車通関証明書を送付する。(③)
- ・申請者は、検査部/事務所等に出頭し、並行輸入車届出書とともに、自動車通関証明書をNALTEC検査官に提示する。(④)
- ・この書面審査に通過すると、申請者は検査コースにて並行輸入自動車の検査を受ける。(⑤)
- ・検査に合格し、検査票等を受領後、申請者は運輸支局の窓口にて、必要情報を記入した申請書（OCRシート）とともに、必須書類として自動車通関証明書等を提出する。(⑥)

3.サービス開始後の業務フローについて



- ・税関において、自動車の輸入許可後に輸入者等が通関証の交付を希望する場合は、輸入者等がNACCSにて自動車通関証明書交付申請を行う。（①）
- ・税関職員により自動車通関証明書交付業務が実施されると、NACCSより輸入者等に「自動車通関証明書（帳票）」が配信される。（②）
また、**配信日の翌日の朝08:30頃**にNACCSからMOTASに「自動車通関証明書情報」が送信される。（赤線）
MOTASにて自動車通関証明書情報が取り込まれたのち、その日の日中帯の間に、車両情報連携システムへ同様の「自動車通関証明書情報」が、前稼働日にてMOTASの登録で使用済みになった通関証情報（使用済自動車通関証明書情報）とともに、MOTASから車両情報連携システム経由でオンライン届出システムに連携される。（青線）
- ・輸入者等が自ら運輸支局に申請する場合を除き、輸入者等は申請者に自動車通関証明書が交付された旨を連絡する。（③）
- ・連絡を受けた申請者、オンライン上にて、並行輸入車届出書を提出する。NALTEC検査官はオンライン届出システムを活用し、電子的に連携された通関証情報（使用済通関証情報含む）を参照し書面審査を行う。（④）
- ・この書面審査に通過すると、申請者は検査コースにて並行輸入自動車の検査を受ける。（⑤）
- ・検査に合格し、検査票等を受領後、申請者は運輸支局等の窓口にて、必要情報を記入した申請書（OCRシート）を提出し、自動車登録手続きを行い、通関証情報についてはMOTASの電子通関証情報（使用済通関証情報を含む）を参照して審査を行う。（⑥）
- ・なお、連携された電子通関証情報に疑義がある場合は、発給元の税関に直接問い合わせる。